

# 令和7年度第3回東京都入札監視委員会

- 日時：令和8年3月27日（金） 10時30分から12時00分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎南側33階 特別会議室S5

## ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者の確認
- 3 資料の説明
- 4 議事進行の説明
- 5 議題
  - <公開>
  - (1) 令和7年度東京都入札監視委員会制度部会（第3～7回）結果（業界団体との意見交換会）について
  - (2) 令和7年度東京都入札監視委員会第一監視部会（第2～3回）結果（定例案件）について
  - (3) 令和7年度東京都入札監視委員会第二監視部会（第2回）結果（定例案件）について
  - <非公開>
  - (4) 令和7年度東京都入札監視委員会制度部会（第1～2回）結果（入札契約制度検討案件）について
- 6 閉会

## 令和7年度 第3回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者の確認 令和7年度第3回東京都入札監視委員会出席者	(資料1)
2 議題	
(1) 令和7年度東京都入札監視委員会制度部会(第3～7回)結果 (業界団体との意見交換会)について ・結果	(議案1)  (概要)
(2) 令和7年度東京都入札監視委員会第一監視部会(第2～3回)結果 (定例案件)について ・定例対象案件の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案2)  (別紙2-1) (概要)
(3) 令和7年度東京都入札監視委員会第二監視部会(第2回)結果 (定例案件)について ・定例対象案件の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案3)  (別紙3-1) (概要)
(4) 令和7年度東京都入札監視委員会制度部会(第1～2回)結果 (入札契約制度検討案件)について ・結果	(議案4)  (概要)

## 令和7年度第3回東京都入札監視委員会出席者

## 委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	公認会計士（公認会計士・税理士 竹内事務所）	竹 内 啓 博
委員	弁護士（秋法律事務所）	秋 山 一 弘
委員	株式会社クロト・パートナーズ代表取締役	石 橋 哲
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小 見 康 夫
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉 藤 徹 史
委員	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授	平 田 京 子
委員	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	堀 田 昌 英
委員	弁護士（安西法律事務所）	本 田 敦 子
委員	弁護士（東京国際法律事務所）	松 本 はるか

## 都側職員

財務局	契約調整担当部長	須 藤 哲
財務局	経理部 契約調整担当課長	東 川 直 史
財務局	経理部 契約調整技術担当課長	米 倉 進
財務局	経理部 電子調達担当課長	鵜 澤 友 行
財務局	経理部 契約第一課長	高 橋 暢 明

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和8年3月27日（金）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和7年度東京都入札監視委員会制度部会（第3～7回）結果 （業界団体との意見交換会）について		
報告事項	部会の結果について次のとおり報告する。  (1) 結果について 別紙概要のとおり		

令和7年度東京都入札監視委員会第3回制度部会（東京電業協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年1月21日（水） 東京都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6
委員	<p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤 徹史                  （株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋 哲                  弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤 愛子                  計3名（敬称略）</p>
事項	<p>(1) 都の入札契約制度等に関する要望について                  (2) その他報告等</p>
概要	<p>一般社団法人東京電業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。</p>
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	<p>・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について</p>
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京電業協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人材の確保                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 若年層等採用支援</li> </ul> </li> <li>2. 適正な経費金額の確保                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資機材の価格変動への対応</li> <li>➢ 現場経費や歩掛率の見直しについて</li> </ul> </li> <li>3. 全体工期内において4週8閉所が可能となる適正な工期管理</li> <li>4. 契約図書の精度向上</li> <li>5. 公共工事における発注情報の早期開示</li> <li>6. 分離発注の継続</li> <li>7. すべての建設工事における適正基準の遵守</li> </ol> <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>スライド条項について、都からスライド条項に適切にご対応されているというご見解である一方、受注者サイドとしては、スライド条項発注者側に求めにくいというような声も時折聞く。スライド条項の適用が実際になされるケースが増えているのかということについて、感覚的で結構なので教えていただきたい。</p> <p><b>【業界団体の回答】</b></p> <p>スライドに関して、人件費等に関してはすぐ認めてもらえ、金額に反映していただいているので非常に助かっている。</p>

資材のほうは人件費ほど進んでない印象で、資材となると半月ごとに価格が変わったり、メーカー側から提示があったりするので、そこに追いついていないのが現状かと思っている。

**【委員からの質問等】**

建設工事が遅延して電気工事の工期が圧縮されたときに、発注者に対して工期の延長や追加費用を請求された場合、認められたケースというのは直近でどのくらいあるのか。あるいは、ほぼ認められないという感じなのか。

**【業界団体の回答】**

工期延長に関しては、建設現場というのは日々動いているもので、工程に関しては、ほとんどの工事で延びたり縮んだりする。ただ、その中で最終工期の竣工日を超えて工期が延びるということは、ほとんどなされていないというふうにお考えいただければよろしいかと思う。

発注側と事業者が協議を重ねて、努力をしながら何とか竣工に結びついている現状。

**【委員からの質問等】**

建設現場に向けたシステムの導入支援やクラウド型の施工管理ツールの導入の助成など、DXや省力化投資への支援についても要望があるか。

**【業界団体の回答】**

ICTを導入することに対する支援などもいろいろなところをお願いしている。本当に人手が足りない中でDXを使った生産性向上というのは必要なことで、支援のお願いもしているが、電気設備工事の場合は、全てがAIに代われるといった業種でもないので、将来を担う人間も必要というところ。

以上

[その他]

特になし

## 令和7年度東京都入札監視委員会第4回制度部会（東京都中小建設業協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年1月30日（金） 東京都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6
委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲 弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤愛子 計4名（敬称略）
事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
概要	一般社団法人東京都中小建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札契約制度について人材の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地場業者の受注機会の確保について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式における工事実績について</li> <li>・総合評価方式における地域性の評価について</li> <li>・競争入札参加資格の等級順位に対する救済措置および緩和措置について</li> <li>・発注標準金額の見直しおよび事務所発注案件の拡大について</li> </ul> </li> <li>➢ 共同企業体工事について</li> </ul> </li> <li>2. 働き方改革の推進について             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 情報共有システムの活用推進について</li> <li>➢ 書類の削減・簡素化について</li> <li>➢ 週休2日制工事の補正係数について</li> <li>➢ 1級施工管理技士補の活用について</li> <li>➢ 東京都独自の歩掛り作成について</li> </ul> </li> <li>3. スライド対応専門部署の新設について</li> <li>4. 公共工事の前払金における支払限度額の廃止について</li> </ol> (2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 <b>【委員からの質問等】</b> 自治体の実績を基にして参入が可能になるようなチャレンジ方式を仮に東京都で導入された場合、国あるいは他の自治体のこういった工事実績が東京

都発注の工事と比して参照されるべきと考えるか。

**【業界団体の回答】**

工事实績となると、国の工事のボリューム感でいうと、東京都の工事にそのまま実績として使えるケースが恐らく多いのではないかと推察するが、市町村となると、ボリュームが落ちることが想定されるため東京都に加点するのは正直難しいのだろうなと思っている。

工事評点は発注者によって、加点の配分の違いがあるかと思うのでそこが恐らくネックだと思う。

**【委員からの質問等】**

「地域における実績」を独立した評価項目とするなど、地域性の評価方法の見直しを要望するとのことだが、その趣旨について伺いたい。加点をもっとしてほしいということなのか、あるいは評価項目を他の自治体のようにもっと増やしてほしいということなのか。

スライド対応を専門に扱う部署を新設することによって、どういうメリットがあるのか補足の説明をお願いできればと思う。

**【業界団体の回答】**

より加点してもらいたいというのが本音ベースであるが、現状だと選択肢の一つであるので、独立していただければ、より比重が高まるだろうということをお願いしている。

スライドの業務は、担当部署の監督員さんが設計変更を含めて一緒に行っている。しかし、業務が忙しい等の事情で、最終的な設計変更のときにスライドも一緒にやる。そうすると、スライド自体が幾らになるのか分からないのが現状となる。別の部署でやっていただければ、より早くスライドの価格分かるので、スライドの専門部署を設けていただきたいという話。

**【委員からの質問等】**

技術者育成モデル J V について、大企業側が参加を躊躇する要因は何だと認識しているか。

中小企業同士の J V が実現した場合、品質管理や安全管理をどう担保して引き上げるのか。例えば相互監視や協会による相互チェックみたいなものが入るといったイメージをお考えになっているのか。

**【業界団体の回答】**

大企業が入札を躊躇する原因について、総合評価方式になっており J V を組んだ段階で申し込んでも勝てないと判断を下すため、応札者が減るという形になっている。

中小企業同士の J V に関して、技術力の観点から言うと、大企業は ICT や工程管理ソフトなどを使い、中小企業に技術の継承になっているような話があったが、中小企業でもやっている。

中小企業においては、若い時代から現場代理人などの経験値においては高い技術力を持っており、中小同士のJVが技術力の継承につながらないということはずないと思う。

**【委員からの質問等】**

建設業法上の専任義務が発生する工事の基準と、東京都の要綱で定めている専任特例2号を適用できる工事の基準は同一の基準になっていると理解しているが、具体的にどういう拡充をご要望されているのか。

**【業界団体の回答】**

建設業法の範囲内の中でもっとやっていただければいいのかと思う。

以上

[その他]

特になし

令和7年度東京都入札監視委員会第5回制度部会（東京空調衛生工業会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年2月3日（火） 東京都庁第一本庁舎33階南側 特別会議室S6	
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 （株）クロト・パートナーズ代表取締役 弁護士（（株）LegalOn Technologies）	斉藤 徹史 石橋 哲 柄澤 愛子 計3名（敬称略）
事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等	
概要	一般社団法人東京空調衛生工業会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。	
委員会における検討結果	—	
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について	
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事発注量の維持継続について</li> <li>2. 入札契約制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分離発注方式の維持継続</li> <li>➢ JV結成での入札参加について</li> <li>➢ 工事発注規模（価格帯）について</li> <li>➢ 前払金制度について</li> </ul> </li> <li>3. 「働き方改革」の推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 長時間労働の是正、週休2日制（4週8閉所）への対応</li> <li>➢ 適正な工期の設定</li> <li>➢ 適正な予定価格の算定</li> <li>➢ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）</li> </ul> </li> <li>4. 生産性向上について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設計図書の精度向上</li> <li>➢ 設計変更対応等について</li> <li>➢ 現場従事者の負担軽減</li> </ul> </li> <li>5. スライド条項について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ スライド条項の受注者負担率について</li> </ul> </li> <li>6. 民間発注者への啓発・指導について</li> </ol> <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>人手不足について、本年はさらに深刻化したと思うが、それに対応して、</p>	

新4Kをアピールして認知度の向上を図るといっていた。具体的に、認知度向上を図るための取組や、それ以外の最近の取組を教示いただきたい。

**【業界団体の回答】**

建設業といっても、設備業は、ゼネコンに比べてさらに認知度が低いという部分もあり、大手の設備業者さんは、テレビコマーシャルとかでかなりPRをするということもしている。

大学生に少しでも知ってもらうための取組、もしくは大学生の意識調査のようなこともしている。

また、もっと身近なところでいえば、都立工科高校に対し、仕事を紹介する機会を設けて、意見交換をして、理解をしてもらうというような取組をしている。

**【委員からの質問等】**

JVを結成する場合に、最大のボトルネックになるというのはどういう点か。パートナー探し、協定書を作るのが難しいなど。

改修工事において、設計図書と現場との状況との乖離が大きな問題であるとの提案もあった。変更協議は円滑に機能しているのか、あるいは、協議が長引いて、待機コストを業界の方が負担しているケースが依然として多いのか。

**【業界団体の回答】**

JV結成が進まないということについて、混合入札により、単体でもJVでも応札可能となると、単体で応札した場合、入札金額等々を含めて、全部自社の責任の範囲内のできる反面、JV結成の場合、JVの構成員等々の了解を得て入札金額を決定していくので、自由度とかがあり、単体のほうは落札率が高いのではないか。

人手不足、技術者不足があるので、JV結成をし、JVの構成員にも応分に技術者を出すということも考慮して、入札に参加をされているのではないかと思う。

現場の状況と設計図書が違うことがあるということについて、いろいろな事情があるかと思う。設計会社等にもお願いしていると思うが、調査不足ということも、場合によってはあるのかなと思っている。

コストについて、ケース・バイ・ケースであるが、一定の配慮をいただいていると思う。もう少し工夫、もしくは配慮いただける部分があるのではないかということで、引き続き要望している。

**【委員からの質問等】**

民間発注者への啓発・指導について、労働基準法や建設業法が改正され、働き方改革が進められているかと思うが、民間の発注者について、こういった法改正がまだ十分に浸透していないとか、著しく短い工期の禁止などについて、まだ十分ご理解が浸透していないとか、そういう現場の感覚を持たれ

ているのか。特にこういう点を啓発してほしいといった要望などがあればお伺いしたい。

**【業界団体の回答】**

民間の場合、週休2日は、着工のときは計画的に工程表も作られて、実施するというような流れにはなっている。工期末が決められている場合、後半になると、設備工事は後工程になっており、短い工期で仕上げなければならないということが多々ある。そういう場合には、土日も含めて工事をやらなくてはならないというのは現実にある。そういったことも含めて、東京都、国交省のほうから、民間のお施主さんを含めて、週休2日等の徹底をお願いしたいというご要望の内容である。

以上

[その他]

特になし

## 令和7年度東京都入札監視委員会第6回制度部会（東京建設業協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年2月3日（火） 東京都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英  愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史  （株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲  弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤愛子  計4名（敬称略）</p>
事項	<p>(1) 都の入札契約制度等に関する要望について  (2) その他報告等</p>
概要	一般社団法人東京建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京建設業協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 働き方改革の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 適正な予定価格・適正な工期での発注の徹底</li> <li>➢ 猛暑日・熱中症対策への対応</li> <li>➢ 設計変更の円滑化</li> <li>➢ 工事・検査書類の削減・簡素化及び検査の効率化</li> <li>➢ 業務環境の改善</li> </ul> </li> <li>2. 入札契約制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発注標準金額の見直し</li> <li>➢ 総合評価方式における課題</li> <li>➢ 低入札価格調査制度の厳格な運用</li> <li>➢ ECI方式の積極的活用</li> <li>➢ 配置予定技術者の最終確認時期について</li> <li>➢ 監理技術者制度の運用の緩和</li> <li>➢ 技術者育成モデルJV工事について</li> <li>➢ 東京都の入札参加制限の緩和</li> </ul> </li> <li>3. 高騰する建設資材価格等への対応</li> <li>4. 建設業の担い手確保</li> <li>5. 公共工事代価の前払金における支払限度額の撤廃</li> </ol> <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等  <b>【委員からの質問等】</b></p>

標準歩掛について、施工実態と乖離している工種が多く見受けられるというご指摘があったが、具体的にどういった工種でこういった事象が見られるか。

設計変更ガイドラインに基づいた運用が徹底されていない事例があるというご指摘だが、具体的な例を少し教えていただきたい。

#### 【業界団体の回答】

国は、大きな工事での歩掛をつくっており、本当に小さな舗装等は施工単位が全然違う。こちらが要望しているのは、東京都にそういうところの歩掛をつくっていただき、実態に近づくものになるというふうなことでご提案させていただいている。

設計変更については、第三者会議が半分も実施されていない、あまり効果がないというようなアンケートが出ている。受発注者が常にやり取りをしていくと設計変更もスムーズにいくわけである。区切りをつけて、受発注者で会議体を持ちながらやっていければ、お互いに不満なくやっていけるのではないかということである。

#### 【委員からの質問等】

工事・検査書類の削減について、昨年もご要望をいただいたかと記憶しているが、1年たって削減の実感というものは感じているのか。

ITによって書類の削減を進めていこうと言われていたところだが、建設業界全体として、ITによる書類の削減に対応できる環境が整っているのかどうか。

#### 【業界団体の回答】

工事書類の削減につきましては、まだ進んでいないというところ。IT化というのと、紙ベースという二つを要求されたり、我々がやってきたのにIT化がプラスされただけで、書類の削減という中にはなかなかできていないかなというのがみんなの印象であると思う。

どうやったら進められるかということだが、物すごく大きなシステムでやろうということではなく、例えばスマホのアプリケーションの中に入れ、データを送り、それが書類になっていくというのが将来的な目標だと思っている。どこかにまず第一弾から第二弾で集約する。それで書類化して、それがデータでやり取りできるということになるのが将来の目標だと思っている。今の形でいうと、紙ベースを求められないということだけでも、すごく楽になるのではないかなというふうに感じているのが実情である。

より加点してもらいたいというのが本音ベースであるが、現状だと選択肢の一つであるので、独立していただければ、より比重が高まるだろうということをお願いしている。

**【委員からの質問等】**

工事・検査書類の削減・簡素化及び検査の効率化に関連して、電子データと紙の双方の提出を求められる、手順のない書類の提出を求められるといった事例が散見されるという記載があった。こちらは特定の局もしくは事務所のローカルルールによるものなのか。もしくは、全庁的に同じような動きが残っているということなのか。

**【業界団体の回答】**

アンケートを行った際の自由記述欄に現場の方々から、実際ASPを使って電子データを提出しているにもかかわらず、担当官から「紙で焼いたものも出してほしい」と言われたというところと、基準の中で、例えば施工体制台帳において省略が現在認められている部分についても提出を求められたというような具体的な声があった。局ごとの違いでは、財務局・建設局については「進んでいる」が少し多いが、住宅政策本部、上下水道、交通局、公営企業局のほうが「進んでいる」が9%と非常に少ない結果になっており、「進んでいるが問題がある」というところを加えると過半数以上になっている局が多い状況が見受けられる。局ごとというよりは、意見を見ている限り、担当の監督官さんの認識から、このマニュアルで求められていないことまで求めてしまっているというところで徹底がされていないと感じている。

**【東京都の回答】**

工事を多く発注する財務局や建設局、住宅政策本部では直接皆様から意見を伺ったりする機会もあるため、局内への周知などこまめに図ることができるが、工事の発注が少ない局では、どうしても担当者に周知を図る機会を含めて少ないため、書類削減や設計変更ガイドライン等が末端までしっかり周知が図れてないことからこういうことが起こっているのではないかとは思われる。回答にあるように、引き続き関係局等で構成される協議会などを通じて周知して取り組んでいきたい。

**【委員からの質問等】**

技術者育成モデルJVについて、中小企業が主体的に参加できるよう柔軟な見直しをお願いしたいとの意見が業界団体側から出ている一方、財務局側からは現行制度を維持すべきとの意見があった。以前、東京都中小建設業協会と意見交換をした際は、中小企業だけでなく大企業からも柔軟な見直しをお願いしたいとの意見が出ていたが、どのように整理すべきか。

**【東京都の回答】**

技術者育成モデルJV工事は、従来、大規模工事についてJV義務を課していたところ、競争性確保の観点から、これを混合入札に変更した。混合入札はJVでも単体でも参加でき、中小企業と中小企業が自主的にJVを結成して参加することもできる。

混合入札が全体としてのベースの制度になっている中で、大企業と中小企業

がペアリングすることによって一定の技術移転が図られることも重要であるという観点から、一部のモデル工事として、大企業と中小企業のJVを義務づけるという工事を実施させていただいている。

現在、中小企業育成という観点から、今後モデル工事の効果や課題等についてヒアリングも行っており、引き続き検討を行っていききたい。

**【委員からの質問等】**

監理技術者制度の運用の緩和について、監理技術者の方の負担が大きく、退職、離職につながるケースもあるということだが、都の方がお話しされたように、東京都の工事施行適正化推進要綱のほうで、まず死亡とか傷病の場合だけではなくて、工期延長の場合や、契約工期が長く多年に及ぶ場合などは一定の条件の下に交代を認めると要綱に書かれているが、こちらも実際には一定の条件、つまり交代前後の監理技術者の技術力が同等以上というところや、工事の継続性、品質確保などに支障がないといった条件がなかなか厳しくて、実際にこの制度を活用できていない等、こちらの制度の活用状況についてお伺いしたい。

**【業界団体の回答】**

例えば契約工期で4年の仕事に従事してキャリアをつけようという計画で望んだ場合でも、地下埋設の状況などにより工事が一旦中断になって、倍ぐらいの仕事になるケースではその技術者がずっと拘束されることによって、御家族の状況が変わったり、プライベートな事情があったりと、なかなか交渉は難しいのではという印象があった。今日御立席の皆様全員が同じ思いを共有していただいているか分かりかねるが、今回そういった事例については柔軟に協議させていただけないかという思いで提案させていただいた。今日は御回答で制度に関する話もいただいたため、フィードバックさせていただき、適用する場合については今後ご相談させていただければと思っている。

以上

[その他]

特になし

## 令和7年度東京都入札監視委員会第7回制度部会（東京都電設協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年2月9日（月）から令和8年3月24日（火） 書面開催
委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲 弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤愛子 計4名（敬称略）
事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
概要	一般社団法人東京都電設協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京都電設協会からの要望 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事発注方式について</li> <li>2. 公共事業の推進について</li> <li>3. 4週8閉所の実現について             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底</li> <li>➢ 全体工期の延長や契約金額の変更（増額）</li> <li>➢ 労務単価の引き上げ</li> </ul> </li> <li>4. LED照明の導入について</li> <li>5. 事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について</li> <li>6. 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について</li> <li>7. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について</li> </ol> (2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>概成工期の運用に課題があればご教示いただきたい。</p> <p><b>【業界団体の回答】</b></p> <p>近年、概成工期については適切に運用されているとの意見が多くある一方、まだ一部の工事では初期の建築工事の遅れを後半で埋め合わせを行う現場がある。全体工期を設定する上では、途中経過についても注視して頂きたい。</p> <p>どうしても遅れ気味の工事では竣工間際に仕上げ工事が集中し、いわゆる“しわ寄せ”が設備工事に影響している現状がある。</p>

**【東京都からの回答】**

監督員は定例会等を通じて工事に遅れが生じないよう進捗の確認等を行っているが、複合的な要因により工事の遅れが生じる場合もあるため、常に概成工期を意識することが重要。

そのため、これまでの取組に加えて、令和8年度からは、実施工程表に受電日、試験運転調整に要する工程を明記することとし、予定と実績の確認を行うことにより取組を強化していく。

**【委員からの質問等】**

全体工期の延長や契約金額の変更（増額）が実施されないことが実際にあったのか、要望のご趣旨などをご教示いただきたい。

**【業界団体の回答】**

現状、工期延長に関しては金額変更等に対応して頂いている。今後、週休2日による閉所日の確保を行っていく場合においても、引続き、適切な対応をお願いしたいという趣旨で要望させて頂いた。

**【委員からの質問等】**

都内の自治体で公契約条例の制定が増加しているが、これに対する貴協会のお考えをうかがいたい。

**【業界団体の回答】**

専門技術者である電気工事士の労務単価は上昇の一途をたどっている。現状、工期遵守や閉所日の確保、安価で労務者を確保することが困難な経営環境のなか、先を見据えると単価の引き上げが必要と考える。各自治体の賃金条項の単価と実際に会員企業が支払っている電工単価を時給に直しても最低を下回る事はないと考える。

**【委員からの質問等】**

都は「原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知する」としているが、過去3年間で建築工事一括発注（コストオン方式含む）を採用した案件の推移と、それらにおいて分離発注を採用しなかった具体的な理由を把握・検証しているのか。

「周知」という形式的な対応に留まらず、各局が安易に管理の容易な一括発注へ流れないように、一括発注を採用する際の事前審査や、事後の妥当性評価を強化すべきではないか。

**【東京都からの回答】**

都の工事では、原則として分離・分割発注で発注しており、例えば、建築工事においては、本体の建築工事と関連する電気・空調・給排水衛生などの各工事を分離して発注している。

分離・分割発注について、案件ごとに施工条件等が異なることから一律の

ルールを定めることは難しく、各工事担当部署で判断を行っているところであるが、その内容は契約部署でも確認しており、適切な運用がなされているものと考えている。

**【委員からの質問等】**

都はプログラム活用により工期を確保しているとしているが、先行工事の遅延による「後工程へのしわ寄せ」を自動解決できるものではない。昨年度の設備工事において、建築主体の遅れに起因して、最終的な検査期間が短縮を余儀なくされた事案の割合を把握されているか。

施工中の工程乖離をモニタリングし、発注者として竣工日の繰り下げや、設備業者への待機費用の補填を「発注者の責務」として能動的に行う運用指針が必要ではないか。

**【東京都からの回答】**

都では、工事の発注にあたって適切な工期を設定するとともに、工事が始まった後も、多くの工事現場で毎週行っている定例会等を通じて監督員と受注者で工程の進捗を確認し、遅れなどが発生した場合には、それを取り戻す調整を行っている。

また、受注者の責に帰すことができない事由がある場合は、監督員が受注者と協議し、必要に応じて工期の延長や契約金額の変更を行っている。

**【委員からの質問等】**

明確な「中止・待機指示」が出されないために、受注者の自己判断による待機とみなされ、費用が補填されないケースが指摘されている。監督員が「指示」を出すべき基準を明確化し、受注者が協議を申し出やすい環境をどう構築されてはどうか。

一定期間以上の作業箇所の未開放が発生した際、自動的に協議のテーブルに着くような仕組み（定量的基準の導入）を検討していただくことも必要ではないか。

**【東京都からの回答】**

工事請負契約により、受注者は施工方法等を定め、工期内に工事目的物を完成させる責を負っている。

一方、関連工事等の進捗の遅れ等により、工事の一時中止が必要となった場合は、受注者は監督員と協議することとしており、協議を受けた監督員は必要があると認めるとき、各受注者に一時中止の指示等を行わなければならないとしている。

こうした規定等に基づき工事を適切に進めていくため、都では、監督員と各受注者が一堂に会する定例会等、早期に相談・協議できる環境を整えている。

**【委員からの質問等】**

スライド条項について、「庁内に周知徹底している」との回答だが、中小事業者からは手続きの煩雑さが障壁となり、適用を断念する事例が報告されている。事務負担を軽減するための「プッシュ型（発注者側からの提示）」の運用の可能性については、どのように検討されているのか。

昨今の激しい物価変動下では、発注者側が積極的にスライド適用の要否を確認する「伴走型」の対応の必要性を感じる。

**【東京都からの回答】**

インフレスライド条項は、未施工部分について、請求時点の物価高騰等の影響を踏まえた金額で契約変更を行うもの。工事の進捗状況や物価の変動状況などにより金額が変動するものであり、請求時期等は受注者が判断していくことが合理的であると考えている。

都では、受注者にその都度スライド制度について周知を図るなど丁寧に対応している。

**【委員からの質問等】**

13年連続の労務単価引き上げを実績としているが、2024年問題による労働時間の減少が、現場労働者の「月収」に与えている影響をどう分析されているのか。

単なる単価設定の報告に留まらず、法定福利費の支払い状況や、二次下請以下まで賃金が適正に行き渡っているか実態に及ぶ調査・把握の必要性を考える。

**【東京都からの回答】**

賃金等は、労働関係法令のもとで、労働者個人の経験・能力等を踏まえ、各企業において、対等な労使間での交渉により、自主的に決定されるものであると考えている。

一方、労働者の適切な処遇の確保は重要であり、今般、建設業の中長期的な担い手を確保するため、第三次担い手3法が施行されたところ。都においても、法の趣旨を踏まえて適切な対応を実施していく。

**【委員からの質問等】**

最終的な竣工・引渡時期が変更されないとのことだが、変更されない理由としては具体的にどういったもの（どういった事情）があるのか。

**【業界団体の回答】**

従来、工期内に終わらせることを請負者としての責務であるとの認識が強くある。主体建築工事に遅れがあるものの無理をすれば工期内に完了出来るような場合などは変更されず、最終的に設備業者が残業、休日出勤等を行い、出来る限り対応している現状がある。

**【委員からの質問等】**

現状においてもスライド条項の活用自体は可能であるところ、実際の活用状況はいかがか。十分に活用できているものかどうか、活用できていないとすれば何が原因なのか伺いたい。

**【業界団体の回答】**

特に労務費に関しては年々柔軟に対応して頂いていると認識している。しかしながら、電気材料に関しては多岐に渡ることに加え、値上がり時期も異なるなど煩雑なこともあり、スライド条項により資材価格が全て実勢価格に反映できているわけではないというのが現状。

**【東京都からの回答】**

単価については、最新の公共工事設計労務単価や資材単価等を用いて設定している。資材単価については、毎月改正を実施しており、こうした最新の単価をスライド額の算定に反映している。

以上

[その他]

特になし

## 東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 8 年 3 月 27 日（金）	議 案 番 号	2
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 7 年度東京都入札監視委員会第一監視部会（第 2 ～ 3 回）結果 （定例案件）について		
報 告 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙 2 - 1 のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙概要のとおり</p>		

## 令和7年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例事案等の抽出について

### 1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二  
 (2)対象事案 令和6年度の10月1日から12月31日までに契約した工事案件  
 (3)事案抽出方針  
 ア 高額・高落札率事案  
 イ 1者入札事案  
 ウ 低入札価格調査事案  
 エ 同一事業者による長期継続受注事案  
 オ 社会的注目事案

### 2 定例事案の対象

上記1により、次の6事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	不調再発注
1	一者入札案件 同一事業者長期受注案件	総務局	総務局	06-01045	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	大神山公園改修工事	令和6年10月10日	令和7年3月31日	事前公表	64,322	58,246	64,130	65,676	99.70	2	5	1	岡本建設有限会社		
2	高額・高落札案件 一者入札案件	財務局	建設局	06-00239	特命随意契約	土木工事	シールド工事	環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事(その2)	令和6年10月4日	令和10年2月29日	事後公表	21,125,482	-	21,124,400	-	99.99		1	1	大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体		
3	高額・高落札案件 一者入札案件	財務局	財務局	06-00338	一般競争入札	建築工事	建築工事	都立清瀬特別支援学校(6)改築及び改修工事その2	令和6年12月18日	令和9年10月29日	事前公表	8,000,388	7,440,360	8,000,300	-	99.99	1	1	1	関東建設工業株式会社		○
4	高額・高落札案件 一者入札案件	財務局	財務局	06-00075	一般競争入札	建築工事	建築工事	都立北多摩地区特別支援学校(仮称)(6)新築工事	令和6年10月4日	令和9年2月26日	事後公表	8,331,455	7,748,253	8,250,000	-	99.02	1	1	1	関東建設工業株式会社		
5	高額・高落札案件 一者入札案件	下水道局	下水道局	06-02006	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	雑司が谷庁舎改修工事	令和6年11月15日	令和9年3月18日	事後公表	724,757	666,611	686,400	693,121	94.70	3	3	1	営繕工事株式会社		○
6	一者入札案件 同一事業者長期受注案件	下水道局	下水道局	06-03090	希望制指名競争入札	設備工事	汚泥脱水設備工事	東部汚泥処理プラント汚泥搬送設備補修工事	令和6年11月22日	令和7年7月23日	事前公表	209,506	191,488	209,000	209,506	99.75	1	5	1	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社		

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 議事概要（定例）

開催日及び場所	令和7年12月19日（金） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見康夫（部会長） 弁護士 秋山一弘 横浜国立大学国際商学部国際商学科教授 黒木淳 弁護士 松本はるか 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
対象期間	令和6年10月1日～令和6年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（1者入札・同一事業者長期継続受注事案） 大神山公園改修工事[希望制指名競争入札]	
	Q 1者入札が続いている状況について、どのように分析をしているか。	A 本件は、島内に営業所を持つ事業者を指名しており、昨年度時点では13者しか登録されている事業者がない。また、防災関係の工事も多く発注している中で、事業者に限りがあるところは課題であると認識している。 また、民間と比べて用意する書類などが多いというところで、敬遠する事業者があるのではないかと分析をしている。
	Q 1者入札状況を改善するために何か検討しているか。	A 制度的な対応としては、債務負担行為の活用、ゼロ都債の活用を図っていくことが必要であると考えている。 また、島においては、支庁だけでなく、村役場、国の機関も工事を発注している。そのため、島内全体の公共工事のスケジュールというものを公表することで、事業者が計画的に工事を進められるよう配慮しているが、こうした取組を引き続き継続していく。
	意見：特に意見なし	
	<議案2>（高額高落札率・1者入札事案） 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事（その2）[特命随意契約]	

<p>Q 予定価格の積算方法について詳しく教えてください。</p>	<p>A 本工事は、シールド工事に伴い発生する土砂の処分及びシールドマシンのビット交換が主な工事内容となっている。</p> <p>土砂の処分については、発生した土砂を処分先に運搬して処分するという内容であるが、搬出の土の受入れ価格については、公表されている価格を採用している。</p> <p>シールドマシンのビット交換については、材料価格の算定については、特別調査の価格で積算しており、特別調査ではシールドマシンの製作会社に見積りを取っているものと思われる。</p> <p>その他の項目は、東京都建設局の積算基準や公の積算基準に基づいて予定価格を算出している。</p>
<p>Q 見積額と予定価格との差異が相当程度小さいことについて、どのように考えているか。</p>	<p>A 本工事は、主に土砂の処分とビット交換が過半を占めている。土砂の処分については、処分先で土の受入れ価格を公表しており、受注者側も同じ価格で積算をすることができる。また、ビット交換についても、特別調査で恐らくシールドマシンの製作会社の見積りを基に積算をしている。特殊な製品のため、受注者側もシールドマシン製作会社に価格確認を行っているものと推測する。このような結果から価格が近くなったと考えている。</p>
<p>意見：特に意見なし</p>	
<p>&lt;議案3&gt;(高額高落札率・1者入札事案) 都立清瀬特別支援学校(6)改築及び改修工事その2[一般競争入札]</p>	
<p>Q 改築工事とグラウンド整備工事を一体で実施する理由はどのようなものか。</p>	<p>A 昨今、知的障害をお持ちになる子供やその保護者による特別支援学校への入学希望が増えているという実情があるため、建て替えに当たっては、敷地の中でできる限り建物の規模を大きくして建てていく、かつ、できる限り早期に学校の整備を行い、子供たちの居場所をつくっていくということが必要であり、本件については、グラウンド整備工事を一体で実施している。</p>
<p>Q 1回目不調となり、再発注をしたということだが、不調になった理由はどのように考えているか。予定価格に無理があったというようなことか。</p>	<p>A 積算に当たっては、局で定めている積算基準を基に積算をしているが、事業者の積算と乖離があり不調となった。不調になったことを踏まえてヒアリン</p>

	<p>グをしたところ、例として、建設業界自体が人手不足の状況にあって、単価自体が上がっている。また、材料だけでなく人工についても上がっていくような傾向がある。あるいは、昨年度は働き方改革の一環で、これまで建設業と運送業が猶予期間であった、時間外労働の罰則付上限規制が本格適用となった段階である。こうした変化もあって、これまでの積算と実勢に乖離があったということではないかと考えている。そのため、再発注に当たっては、改めて見積りを取得するなどをして、最新の単価をもって再積算をしている。</p>
意見：特に意見なし	
<p>&lt;議案4&gt; (高額高落札率・1者入札事案) 都立北多摩地区特別支援学校(仮称)(6)新築工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 1者入札となった理由はどのようなことが考えられるか。</p>	<p>A 議案3で不調となったときに、過去の案件を受注した事業者を中心にヒアリングを行っており、共通していたのは、民間をはじめとした建設需要が非常に大きいということで、手持ちの工事だけで配置する技術者がいっぱいになってしまっている。これ以上受注しても配置できるような技術者がいない。新たに公共工事の入札に参加をする余力がない。こうした意見を大変多く受けた。このような業界全体の人手不足の中で、参加したのが結果として、1者であったということで受け止めている。</p>
意見：特に意見なし	
<p>&lt;議案5&gt; (高額高落札・1者入札事案) 雑司が谷庁舎改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 総合評価方式を採用した理由はどのような理由か。</p>	<p>A 庁舎には出張所が入っており、この出張所は、下水道の詰まりや臭いといった、不具合が発生した際に迅速な対応をしなければならない重要な組織である。そこで出張所の運営を継続しながら、居ながら工事をしなければならない。</p> <p>また、敷地が非常に狭隘で、仮設のトイレ、事務所等しか入れられないような非常に狭いところであり、道路も</p>

	幅員が非常に狭くて入りにくい。さらに、周辺は非常に静かなところで、雑司ヶ谷霊園が近くにあり、周りの方も騒音に対して非常に敏感である。以上の観点から総合評価方式を採用している。
意見：特に意見なし	
<p>&lt;議案6&gt;  (1者入札・同一事業者長期継続受注事案)  東部汚泥処理プラント汚泥搬送設備補修工事[希望制指名競争入札]</p>	
Q 長期継続受注の案件として抽出をされたものだが、どのくらい継続しているのか。	A 平成17年度の補修工事から同一となっている。
Q 今後も同じような状況が続いていくことが予想されるが入札する意味があるのか。	A 工事の内容が特定の会社でしか行えないということであれば、その理由をもって特命随意契約という発注方法を選択するが、本工事は、受注事業者だけしかできない工事ではない。そのため、どこの会社でも工事内容が分かるよう、仕様書等を作成し、競争入札を実施していく。
Q 1者入札状況を改善するために何か検討しているか。	<p>A これまでも仕様書や図面については、その現場を直接知らない受注者でも分かりやすいように、周辺に設置している機器の配置や搬出入で使用する開口部の位置を図面に落とししている。</p> <p>また、該当する汚泥処理のフローということで、工事に直接関わる機器の前後にどのような機器があるのかが分かりやすいように作成している。引き続き、より分かりやすい発注仕様書等を作成していきたい。</p> <p>さらに、受注資格がある事業者は複数者あるので、見積りを取る際には、幅広く見積りを依頼するなどの取組を引き続き行っていきたい。</p>
意見：特に意見なし	
委員会における検討結果	議案1から議案6までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されている。

東京都入札監視委員会 第3回第一監視部会 議事概要

開催日及び場所	令和8年2月18日(水)から25日(水)まで(電子メールの送受による書面開催)																								
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授(部会長) 小見 康 夫 弁護士(秋法律事務所) 秋 山 一 弘 横浜市立大学国際商学部国際商学科教授 黒 木 淳 弁護士(東京国際法律事務所) 松 本 はるか (敬称略・計4名)																								
事項	定例検討事案の抽出方法について																								
概要	東京都入札監視委員会第一監視部会の定例検討事案の抽出方法について検討を行った。																								
部会における 検討結果	(1) 抽出方法 各抽出方針に該当する事案を事務局がリストアップし、その中から部会が抽出する。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>抽出方針</th> <th>リストアップする事案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高額事案</td> <td rowspan="2">1と2を合わせ「予定価格×落札率」の大きい順に100件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高落札事案</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1者入札事案</td> <td>応札者が1者だけであった事案全件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>低入札価格調査事案</td> <td>低入札価格調査を行った事案全件</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>同一事業者による長期継続受注事案</td> <td>同一事業者による長期継続受注となっている事案全件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>社会的注目事案</td> <td>対象期間にマスコミの記事に取り上げられた事案全件</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他部会が必要と認める事案</td> <td>対象期間の事案全件</td> </tr> </tbody> </table>		抽出方針	リストアップする事案	1	高額事案	1と2を合わせ「予定価格×落札率」の大きい順に100件	2	高落札事案	3	1者入札事案	応札者が1者だけであった事案全件	4	低入札価格調査事案	低入札価格調査を行った事案全件	5	同一事業者による長期継続受注事案	同一事業者による長期継続受注となっている事案全件	6	社会的注目事案	対象期間にマスコミの記事に取り上げられた事案全件	7	その他部会が必要と認める事案	対象期間の事案全件
		抽出方針	リストアップする事案																						
	1	高額事案	1と2を合わせ「予定価格×落札率」の大きい順に100件																						
	2	高落札事案																							
	3	1者入札事案	応札者が1者だけであった事案全件																						
	4	低入札価格調査事案	低入札価格調査を行った事案全件																						
	5	同一事業者による長期継続受注事案	同一事業者による長期継続受注となっている事案全件																						
6	社会的注目事案	対象期間にマスコミの記事に取り上げられた事案全件																							
7	その他部会が必要と認める事案	対象期間の事案全件																							
(2) 抽出を行う委員 各員がそれぞれ抽出を行い、その結果を踏まえて部会長が最終的に検討対象事案を決定する。																									
事務局からの報告	—																								
委員からの意見等の概要	—																								

## 東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 8 年 3 月 27 日（金）	議 案 番 号	3
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 7 年度東京都入札監視委員会第二監視部会（第 2 回）結果 （定例案件）について		
報 告 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙 3 - 1 のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙概要のとおり</p>		

## 令和7年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例事案の抽出について

### 1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二  
 (2)対象事案 令和6年度の1月1日から3月31日までに契約した工事案件  
 (3)事案抽出方針  
 ア 高額事案  
 イ 高落札率事案  
 ウ 1者入札事案  
 エ 低入札価格調査事案  
 オ 同一事業者による長期継続受注事案  
 カ 社会的注目事案

### 2 定例事案の対象

上記1により、次の4事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限価格 又は 調査基準価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	高落札案件 一者入札案件	財務局	住宅政策本部	06-00634	希望制 指名競争入札	土木工事	一般土木工事	都営住宅4H-130・131・132・133東(北区桐ヶ丘二丁目GN06街区)整備工事	2025/02/04	2025/11/06	事前公表	296,527	274,374	296,527	298,320	100.00	1	10	1	株式会社圏央			
2	高落札案件 一者入札案件	財務局	建設局	06-00794	希望制 指名競争入札	土木工事	河川工事	潮風公園南地区護岸改修工事(その2)	2025/03/11	2026/02/27	事前公表	320,661	292,678	320,650	324,721	99.99	14	11	1	株式会社近藤組			
3	一者入札案件 長期継続受注事案	下水道局	下水道局	06-03129	特命随意契約	設備工事	電気工事	東部汚泥処理プラント監視制御設備改良・補修工事	2025/03/12	2026/03/03	事後公表	232,474	-	231,000	-	99.36	-	1	1	株式会社明電舎			
4	高額案件 高落札案件 一者入札案件 長期継続受注事案	水道局	水道局	06-01302	特命随意契約	設備工事	計装装置	水運用情報通信設備等改造工事(6-7)	2025/02/13	2026/01/19	事後公表	748,594	-	748,550	-	99.99	-	1	1	日本電気株式会社			

※議案作成日:令和7年11月13日

## 東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 議事概要（定例）

開催日及び場所	令和8年2月13日（金） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	公認会計士 竹内啓博（部会長） 公認会計士 片桐春美 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田京子 弁護士 本田敦子 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
対象期間	令和7年1月1日～令和7年3月31日	
抽出案件計	4件	(備考)
一般競争	0件	
指名競争	2件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（高落札案件・一者入札事案） 都営住宅4H-130・131・132・133東（北区桐ケ丘二丁目GN06街区）整備工事 〔希望制指名競争入札〕	
	Q 本件整備工事の規模はどういう位置づけにあるか教えていただきたい。この規模がデフォルトの規模の工事なのか。また、希望事業者が少なかった理由をどのように分析しているか。	A 本件工事面積は3万平米近くあり、住宅政策本部で発注する整備工事の中でも特に広く、金額も大きい。 都営住宅の整備工事のように、面積の割に工種が多い工事は、職人の手配が大変であり、業者から敬遠されやすいと考えている。
	Q 工種が多岐にわたるとのことだが、この工事案件について、工種等でもう少し細かく分解することは可能なのか。	A 公共工事の場合、分離分割発注が原則であるが、本件の場合、これ以上細分化すると逆に不調が起きかねないので、この規模で発注するのが一番事業者にとっていただきやすいと判断をした。
Q 本件工事は、面積も広く工種も多岐に渡るということで、ゼネコン等の大企業が希望しそうなイメージを持っているが、今回参加した事業者はそういった事業者ではないようである。この理由について、何か分析しているか。	A 本件は一般土木工事で約2億9,000万円の案件であり、東京都ではB等級の価格帯（1.6億円以上3.5億円未満）にあたり、中小企業が多い。 なお、今、建設業界では全体的に価格帯が上がっており、この5年で工事価格は1.5倍になっている。実際、今年度、50億円程度の規模の工事を発注したが、大企業は希望せず、中堅の事業者がやっと興味を示すような状況である。それについては対策を考える必要があると思っている。	

	<p>Q 工事費の上昇と人手不足という状況の中で、価格の面の見直しや、事業者を受注してもらおうための方策について、補足をしていただきたい。</p>	<p>A コストの見直しについて、工事の発注に当たり、国が作成する最新の設計労務単価や資材価格に沿って積算をしている。また、残工事については物価高騰分をスライド価格として受注者に支払っており、一つの工事で複数回スライドを行う場合もある。</p> <p>事業者に公共事業を受注してもらおうための方策について、限られた技術者の予定が空いたら次の工事をすぐ取れるよう、月単位の工事の発注予定を小まめに公表している。さらに、個別の案件で、例えば不調が起こったときにヒアリングを行い、次の発注につなげている。</p>
	<p>意見：本件について入札及び契約手続は適正に行われている。なお、経済状況や事業者の受注状況等に応じ、適切な分割を行うなど、案件ごとに臨機応変に判断していく必要がある。</p>	
	<p><b>&lt;議案2&gt; (高落札率・一者入札事案) 潮風公園南地区護岸改修工事(その2)</b>  <b>[希望制指名競争入札]</b></p> <p>Q 希望者がもともと14者だったが、指名を11者に絞り、結果として応札者は1者となっているが、この11者に絞るプロセスはどのようなものか。</p> <p>Q この工事には、施行が困難な部分や難しい部分がある工事なのか。それとも標準的なものなのか。何か工事に特徴がある場合、補足で説明いただきたい。</p>	<p>A 14者から希望があったが、優先指名権を持つ者を除き、本店が他県にある3者を除いた11者を指名した。なお、優先指名権というのは、過去に優良な工事をし、一定の点数以上を取った者を優先的に指名するというもの。</p> <p>A 工事内容としては、護岸のために鋼矢板を打っていくというものだが、東京ガスの高圧のパイプラインが埋設されており、パイプラインへの影響を避けながら工事を行うという点で、通常の工事と比べて少し難易度が高い。ただし、適切に施工管理さえすれば、それほど難しいものではないと考えている。</p>

	<p>Q 辞退理由として、多くの会社が配置予定技術者の配置が困難になったことを挙げているが、どのような技術者の配置が難しいのか。</p>	<p>A ここでいう技術者は、資格が必要な主任技術者、監理技術者である。こうした資格者は、1工事に1名の配置が求められており、受注者は民間工事も含めた複数の工事の中から技術者を充てていく。こうした中で、事業者の中の工事の優先順位の関係で、当該案件について技術者の配置が困難になったと考えている。</p>
	<p>意見：特に意見なし。</p>	
	<p>&lt;議案3&gt; (一者入札・長期継続受注事案) 東部汚泥処理プラント監視制御設備改良・補修工事[特命随意契約]</p>	
	<p>Q 汚泥処理プラントの監視制御設備の改良は約2億3千万円の規模の案件だが、具体的には、設備工事というよりも制御のコンピュータのプログラミング等を改良するシステム改良が主であるのか。</p>	<p>A 下水処理で発生した汚泥を処理するために汚泥処理プラントでは様々な機械設備が動いている。この機械設備を全体として工場のように動かすためのコンピュータに相当する部分が監視制御設備である。 今回の工事の内容としては、その監視制御設備のソフトウェア部分の改良と、監視制御を構成する機器のハード部分の交換がある。</p>
	<p>Q 過去は少し安かったようだが、毎年およそ2億円前後の金額が定常的な費用としてかかるのか。</p>	<p>A 工事の内容は、監視制御設備の古くなったものを計画的に交換する部分と、汚泥処理プラント内の様々な機械設備の更新や増設といった関連工事に合わせて、監視制御設備の改造や増設をする部分がある。計画的に行っている部分は概ね一定した金額であり、関連工事による部分の工事のボリュームが増えているため、近年は金額が増えている。</p>
	<p>Q 大型の設備投資の場合、その設備の耐用年数に渡ってどのような整備、運用をしていくのかという長期計画があるかと思うが、具体的に長期計画でコストをどのような数字で見積っているのか。また、長期計画との乖離はどのような金額なのか。</p>	<p>A 令和3年度は計画的に行っている内容の5千万円程度で、関連工事はなかった。令和4年、5年、6年は、計画的に行っている部分はおおよそ8千万円程度で推移しており、全体金額の8千万円以外の部分が関連工事に伴う部分とご理解いただきたい。</p>

	<p>Q 見積金額は、いつ計画されて、どのような内訳として見積もられたのか。 また、その計画は、いつ、何年分を計画しているのか。令和7年度以降の状況というものの計画も確認したい。</p>	<p>A 計画としては、本件機械設備の設置時にメーカーから、耐用年数中の交換部品について説明をいただいております。また、保守点検の結果も踏まえ、交換が必要な時期を精査している。資料については後日お示しする。</p>
	<p>Q 当初設置するときは、導入する設備の価格だけで入札をしたのか。それ以降にかかる保守費については、判断の中には入っていないのか。</p>	<p>A 当初設置のときには、そのときに設置する設備の工事費だけで、将来分の補修費等は考慮されていない。</p>
	<p>意見：本件について入札及び契約手続は適正に行われている。なお、長期的なコストをどう勘案して調達するか、また、調達した後にそのコストをどう分析していくかといった課題がある。</p>	
	<p>&lt;議案4&gt; (高額・高落札・一者入札・同一事業者長期継続受注事案) 水運用情報通信設備等改造工事(6-7) [特命随意契約]</p>	
	<p>Q 毎年8億円程度の高額な改造工事が行われているが、当初工事費は11億6,400万円程度である。元の工事費に対して改造の値段が高いようだが、どのような内容の更新が必要なのか。また、毎年のようにかなり高額な費用がかかる原因は何なのか。</p>	<p>A 水運用システムは、大規模なシステムであり、浄水場や給水所等で設備変更や計測項目の追加が行われるたびに、通信設定、ネットワーク機器、サーバ、データベース、表示端末等の改修が必要となるため、毎年一定規模の改造工事が発生している。</p>
	<p>Q システム自体は昭和に導入しているが、今後も改造を行い使い続けていくのか。</p>	<p>A システムが導入から約40年経過し、運用しながら改造していかなければならず、システム自体が肥大化している。 そのため、局としても再構築すべきか大規模改修を行うべきか有識者の意見も踏まえ検討を行い、大規模改修を進めている。</p>
	<p>Q その有識者との検討内容について、要点を絞って本会議体に開示していただくことは可能か。</p>	<p>A 簡単にまとめることは難しいが、知りたい部分についてフォーカスした報告であればできると考えている。</p>
	<p>Q 毎年高額な改造工事が発生しているが、価格の妥当性を非常に欠かないという検討はどのように行われているのか。</p>	<p>A 発注にあたり見積を取得しており、見積りに対してこれまでの契約実績や工事内容を踏まえた査定を行い、工事発注している。</p>

	意見：特に意見なし。	
委員会 における 検討 結果	議案1から議案4までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。	

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和8年3月27日（金）	議案番号	4
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和7年度東京都入札監視委員会制度部会（第1～2回）結果 （入札契約制度検討案件）について		
報告事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）結果について 別紙概要のとおり</p>		

## 令和7年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 制度審議概要

開催日及び場所	令和7年7月14日（月） 東京都庁第一本庁舎3階特別会議室S2
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一</p> <p>弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美</p> <p>計4名（敬称略）</p>
審議事項	発注標準金額の見直しについて
審議の概要	検討の背景や方向性について説明を受けた。
審議結果	委員からの意見を踏まえて、引き続き事務局において検討を進め、再度、制度部会に諮ることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p><b>【委員からの質問等】</b> 発注標準金額の変更に伴い、企業の受注機会への影響が懸念されることも踏まえて検討していく必要がある。</p> <p><b>【事務局の回答】</b> 業種ごとの影響を見るなど、慎重に検討していく。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b> 急激な物価高騰に対して何かしらの制度の見直しは必要だと思うが、入札参加者が減らないような配慮が必要と思う。</p> <p><b>【事務局の回答】</b> 引き続き検討していく。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b> 今回の見直し後も物価高騰の可能性があるが、次はどのタイミングでの基準の変更を考えているのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b> 今回、近年の急激な物価高騰を見て、その影響が出ているのかということで見直しを検討しているところ。 今後も状況を見ながら必要に応じて検討していくと考えている。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b> A等級の場合、発注標準金額の上限がないが、企業規模に応じた競争環境が形成されているのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b> B等級の場合、直近上位（A等級）と直近下位（C等級）の事業者も競争</p>

入札参加で受け付けており、等級格付けと発注等級が必ずしも1対1対応ではなく、少し幅を持った運用をしている。

B等級からA等級の下位の方に移行してきた方と、もともとA等級を受注している大規模な事業者は住み分けが行われているのか、もしくは、分け隔てなく競争しているのかについては、どこまで確認できるか含めて確認させていただく。

**【委員からの質問等】**

予定価格の事前公表・事後公表について、以前は事前公表を採用していたものを、入札契約制度改革で原則事後公表に変更したと記憶している。

事前公表・事後公表の境界線も発注標準金額の変更にあわせて変更してしまうと、事前公表をメインにしていた時代に戻ってしまう感じがあるので、事後公表が原則であることを念頭に検討していただければと思う。

**【事務局の回答】**

国においては事後公表のところを、都においては事業者への負担などを考慮して一部を事前公表としているところ。

事前公表・事後公表の境界線をどこにおくかも、業種ごとの状況など見ながら検討していきたい。

以上

[その他]

## 令和7年度 東京都入札監視委員会第2回制度部会 議事概要（制度）

開催日及び場所	令和7年11月12日（水） 東京都庁第一本庁舎33階特別会議室N1
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英          愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史          (株)クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲          弁護士 ((株) LegalOn Technologies) 柄澤愛子          計4名 (敬称略)</p>
事項	発注標準金額の見直しについて
概要	検討の背景や方向性について説明を受けた。
委員会における 検討結果	委員からの意見を踏まえて、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの 報告	事務局案の説明を行った。
委員からの 意見等の概要	<p><b>【委員からの質問等】</b>          基準額の引上げと少額随意契約の基準額の引上げ連動していないようなのですが、その理由というのはいかなるものか。          基準額の引上げのタイミングをどのように考えているのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>          少額随意契約の上限金額引上げに関しては、地方自治法施行令の改正に伴い基準額が引き上がったところで、都も同様の改正を行っているところ。          一方で、発注標準金額は、それぞれ自治体で定めっていると認識しており、都といたしましては、国が発注標準金額を見直したことを踏まえて検討を行い、必要性があると判断した上で見直すことを考えている。          発注標準金額を見直すタイミングは、法令などで明確に決められているというものではない。ただ、現状を分析して必要があると考え、今回急激な物価変動を踏まえて、ご提案をさせていただいたというところ。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b>          今回このタイミングで標準金額を見直そうという判断に至った理由みたいなものが、物価上昇以外ではほかに具体的な理由があれば伺いたい。          少額随意契約の金額引上げは、企業物価指数を基準としているところ、発注標準金額については、建設工事費デフレーター指数としているところ。指数の基準を変えている理由があれば伺いたい。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>          タイミングについて、一点目といたしましては、急激な物価変動があるとい</p>

うことが挙げられる。物価が緩やかに上昇しているという状況にあつては、場合によっては影響というのはあまり大きく発生しないものではないかというふうに思っているが、急激に物価が上昇した場合においては、受注する工事と事業者とのバランスが取れなくなってくる状況も発生し得るということで、急激な物価変動というのを捉えて、検討し始めたところ。もう一つは、国においても発注標準を引き上げたというところもある。

少額随意契約については、予決令や地方自治法施行令の改正理由がこういうふうになっているというところ。工事だけを見直しているものではなく、財産の買入れ等についても見直しを図っている。一方、工事については、建設工事費デフレーターを国が用いており、都としてもこの指標を用いている。

**【委員からの質問等】**

建設工事費デフレーターが1.3倍になったので、発注標準金額もそれにおおよそ比例して変更していくという趣旨はよく分かるような気がする。一方で、土木工事B等級の局契約と財務局契約の分岐線がほかの建築工事や設備工事に比べて大きいので説明の補強が必要なのではないか。

本来的には財務局が担当すると想定されているものが、局に委任されていくという形になるので、チェック機能はどうか。

**【事務局の回答】**

委任額については、B等級の上限金額と下限金額の真ん中くらいに設定している。ですので、B等級の金額をまず約1.3倍に引き上げた後で、分かりやすさの観点から丸めさせていただいている。

基本的に各局の方が事故が発生しやすい、チェックが甘いとかはなく、リスクが発生ないように研修やチェック体制は構築している。また、監査などいろいろなチェック機能があり、引き続き適切に運用していく。

**【委員からの質問等】**

予定価格が事後公表から事前公表になることにより、予定価格は変わらないとしても、落札率が変わる可能性はあるかと思う。仮にあるとすると、落札率の上昇、契約金額の上昇への影響がどれくらい見込まれるのか。

**【事務局の回答】**

確認したところ、落札率に関しては、事後公表案件と事前公表案件では大きな差はないと考えている。若干事前公表のほうが、落札率が低いという傾向もあり、落札率が高くなるということはあまりないかと思う。

以上

[その他]